

近世における会津地域の 「焼畑（鹿野畑）」に関する基礎的研究

伊藤 寿和

I はじめに

日本における焼畑に関する研究は、近年の調査・研究の進展にともなって、新たな研究段階に入ったものと判断される。これまで、日本の焼畑の主要な理解に関しては、現地調査に基づく佐々木高明氏¹⁾の見解と、史料に基づく古島敏雄氏²⁾の見解が永らく通説の位置を占めてきた。けれども、佐々木氏の現地調査に基づく日本各地の多様な焼畑の実態と分類は、あくまで、現地調査の時点で確認しえた近現代以後における焼畑のものであると考えねばならない。また、近世の中期まで焼畑は検地を受けて課税されてはならず、生活の欠乏を補うために主に下層の農民によって伐り拓かれていたとする古島氏の見解も、関連史料を検討した信州など一部の地域に当てはまっても、他の多くの地域には当てはまらないことが、近年の諸研究によって明らかにされてきた。

まず、溝口常俊氏³⁾は、近世以後における飛騨地域の焼畑関連史料を検討され、すでに近世前期から飛騨地域の焼畑が検地によって広範に把握・課税されており、奥山にのみ焼畑が拓かれていた訳ではなく、初期には集落の周辺にも拓かれており、時代が下るにつれて焼畑が衰退していくと言う通説も、事実とは異なることを明らかにされた。また、甲斐国の天領では、寛文検地において「山畑」や「山下畑」として登録・課税された焼畑が、延宝検地においては斗代を下げた地元の語彙である「かりゅう苧生畑（刈生畑）」として検地・登録された経緯も示された。

加藤衛弘氏⁴⁾は、農学の立場から近世の焼畑に検討を加えられ、武蔵国西部に位置する外秩父の地域にあたる西川林業地域においては、寛文検地においてはじめて焼畑が「切畑」「下々畑」の地目で本格的な検地がなされて登録・課税されるに至り、後には、入会地の秣場や柴地に「新林」の立出しや植林が進められ、林業地域が形成される経緯を解明された。

大賀郁夫氏⁵⁾は、日向国の椎葉地方において、近世中期の寛延検地（1749）に至って、村有の焼畑のみが「焼畑」「切畑」「茶畑」の地目により検地がなされて把握・課税され、古島氏が論じられたように、近世中期以後に焼畑がはじめて検地対象とされた地域が存在したことを示された。

米家泰作氏⁶⁾は、太閤検地に際して全国で出された検地条目を逐一検討され、所謂、焼畑に関する太閤検地の条目が単一のものではなく、全国における検地の実施と在地の状況に応じて、

内実を伴いながら変化をとげたこと、また、全国的な近世の農書・地方書の検討により、元禄期以後の近世中期に至り、総称的概念を示す用語としての「焼畑」が定着したことを明らかにされた。さらに、出羽国に的を絞った研究においては、近世初頭の元和期から鹿野畑（焼畑）が検地によって把握・課税されており、しかも、従来の焼畑の通説とは異なり、未だ人口圧の低い近世前期においては一年作や二年作など短期作の焼畑が一般的であった可能性が高く、近世中期以後に数年間の連作による焼畑への変化と夏焼き型の普及がなされたと言う、農法の変化の方向を示された。

他方、筆者⁷⁾は、小論において、中世前期にはすでに焼畑を意味する「山畑」の地目が成立して鎌倉幕府によって認知されており、中世を通じて「焼畑」ではなく、主に「山畑」の地目が使用され、すでにその一部が検地・課税されていた実例を示した。また、焼畑的な土地利用を含んだ「山畠」の地目も中世には成立しており、「山畑」と同様にその一部が検地・課税されており、近世以後も焼畑的な土地利用を含んだ地目として「山畑」と「山畠」の用語が使用されることを述べた。紀伊国に的を絞った研究においては、中世から近世前期まで一貫して焼畑が「山畑」として検地・課税されている実例を示し、近世初頭に浅野氏によってなされた慶長検地では、同じ紀州藩領の村々で実施された焼畑検地においても、検地奉行によって異なる地目（焼畑・切畑など）・斗代が付されるなど、その検地の実態が多様であったことを示した。

本稿では、佐々木氏・古島氏や野本寛一氏・橘 礼吉氏をはじめとする諸先学の研究⁸⁾は無論のこと、溝口氏・加藤氏・大賀氏・米家氏など近年の研究成果に多くを学びながら、会津地域を事例として、近世初頭の太閤検地から明治初期まで、同一地域において焼畑関連史料を検討したいと思う。この点は、近世初頭の出羽地域の鹿野畑（焼畑）を検討された米家氏と、同じく近世初頭の紀州の焼畑（切畑）を検討した筆者の検討を受けて、同一地域において、近世初頭から明治期まで一貫して、公的な地目が記載された検地帳をはじめ、当時の焼畑の農法の実態をより熟知している農民たちによって書かれた地方文書を博引・活用して、近世における会津地域の焼畑（鹿野畑）の実態とその変容の一端を明らかにしたいと思う。

なお、焼畑関連史料の引用に関しては、福島県史や各市町村史の史料編の翻刻に基づいたが、読みやすく、理解しやすいように句読点の位置を変えた箇所がある。また、『柳津町誌』には史料の翻刻が掲載されていないため、町誌の本文中に記されている史料の趣意文を引用した。

II 天正年間における豊臣秀次の焼畑検地

近世初頭に蒲生氏郷領となる会津地域において、天正検地は同十八年（1590）に実施されたと想定されている。会津の天正検地は、豊臣秀次の指揮により同年八月に実施され、下野国境に位置する南会津の田島郷（現在の南会津町田島）の北東に隣接する九々布郷の検地は、豊臣秀次または蒲生氏郷の家臣とみられる細野光房と、その家僕である長谷部宮内と諸星隼人らおよそ十六人が担当し、八月末までに会津地域の天正検地は終了したものと考えられている。

天正検地の終了をうけて、柳津の円蔵寺には同年九月一日付けで二百石の蒲生氏郷寄進状と九月三日付けで豊臣秀次の寄進状が出されており、すでに、これらの寄進状では石高表記が採用されている。天正検地によって、会津領の検地結果も会津の検地条目に従って貫文高による検地帳

が作成されて後、一貫文を五石とする換算率にて石高に結び直されたものと想定されている。

なお、会津領における天正検地の実施に際しては、著名な「奥州会津検地条目」⁹⁾が、同年(1590)の八月九日付けで出されている。上畠の斗代は一反につき百文宛、中畠は八十文、下畠は五十文となされている。なお、焼畑に関する条目は出されていないが、焼畑を含んでいる可能性のある「山畠」については、「一、山畠ハ見あて次第、年貢可相究事」との条目が認められている。この検地条目に基づいて、同年八月日に作成され、明和九年(1772)に写された「田島郷検地帳写」¹⁰⁾には、「上山畠五段 五百文 同人」「下山畠二段 六十文 同人」など、一筆の上山畠と四筆の下山畠が登録されている。後者の四筆の下山畠の内に焼畑を含んでいる可能性もあるが、確定するには至らない。

これに対して、会津領における天正検地の実施に際して、「焼畑」を検地の対象となしたか否かについて、評価が大きく分かれている重要な関連史料が、次の記事である。

史料一 山ノ内氏編著『無枕雑補家宝記』

天正十九年辛卯七月、後ノ関白豊臣秀次公為東征、会津工御駕幸、検田賦、其臣細野主馬光房任其同役、仍テ其家僕長谷部宮内、諸星隼人並ニ役人下人共ニ凡十六人、来九々布郷至松川、于時、赤岡村ノ長雅楽ト云者並百姓共役夫共ニ出テ二作ノ焼畑、永キ不有田地故ニ今可除改ヨリ云、司役二人ハ譬ヒ一年作荒野ニ成ル共可入改ニト云、口論終ニ大ニ争テ及喧嘩、村民百人余集テ戦、三十人程ハ即死、役人十六人不残打殺ス、依之、会津方大勢来茲ニ捕凶賊ヲ、同九月一日於田島、松原ニ誅之、其故凡焼畑ハ除改、

この史料¹¹⁾によれば、南会津地域において天正検地を実施するために、豊臣秀次は細野光房をはじめとして、家僕の長谷部宮内・諸星隼人以下の役人・下人らおよそ十六人にて、田島郷の北東に位置する九々布郷の松川(図1)に至ったところ、赤岡村(現在の下郷町内)の長(肝煎)である雅楽が百姓らと共に、従来から免租地である焼畑の検地の免除を要求し、口論から終には喧嘩に及び、村人らが細野光房以下の検地に携わった十六人を残らず打ち殺し、百姓たちも三十人ほどが即死したとする。会津若松より大勢の役人が来て百姓らは捕らえられ、九月一日に田島の松原において誅されたが、この激しい一揆の故に、焼畑は検地免除になされたと同書には記されている。

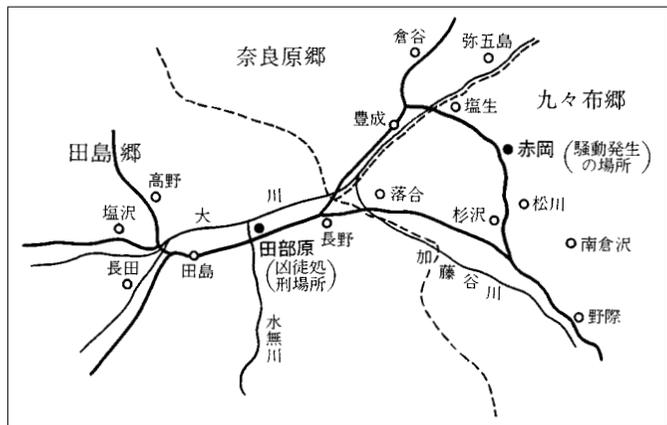


図1 松川騒動の関係図(『田島町史』より)

一方、これとは異なる理解に基づく関連史料も三点残されている。「佐藤家譜」¹²⁾・「会津旧事雑考」¹³⁾・「異本塔寺長帳」¹⁴⁾によれば、この争論・喧嘩は天正検地における焼畑免除をめぐるものではなく、最も詳細な「佐藤家譜」によれば、天正十九年の九月五日に、検地役人の細野光房・諸星隼人ら十九人が地元の土豪である松川の佐藤義久の家に泊まった折、九月八日に赤岡の雅楽

と仙台浪人である外記の二人が、沖田の稲刈り時に口論に及び、互いに鎌で戦い、村人らを巻き込んだ大規模な一揆となってしまったと記されている。

松川一揆と呼ばれるこの天正検地をめぐる争論・喧嘩についての記事が記されている史料四点すべてが、一揆は天正十九年におこったと記されている。これに対して、小林清治氏¹⁵⁾は、秀次が奥州に下向したのは天正十八年と十九年の両年の秋であるが、会津に滞在したのは十八年であり、十九年には会津には入っていないことから、いずれの史料も天正十八年を十九年と誤記・誤写したものと想定されている。そして、『無枕雑補家宝記』の記事を重視され、会津領の天正検地で注目されるのは南会津における焼畑の検地にあり、松川一揆による土豪・百姓らの激しい反対により焼畑の検地・登録と課税は撤回され、検地による課税の増加には結びつかなかったと考えられている。また、秀次による天正検地は実検によるものではなく、村方よりの指出に基づいて検地帳が作成されたものであろうと想定されている。

これに対して、米家氏¹⁶⁾は、天正検地を実施しようとした検地役人たちが、たとえ一年作の焼畑であっても検地すべきと主張したのに対して、百姓たちは二年作の焼畑であっても永年作の田畑ではないのであるから、検地から免除すべきであると主張したとの記載に注目されている。すなわち、当時の在地における焼畑に関する理解としては、一年のみ作付けして山に返す一年作の焼畑や、二年作の焼畑など、短期耕作の焼畑が一般的であり、数年間作付けして山に返すと言う今日一般的な焼畑の理解は、後発的な焼畑の連作化と言う利用形態の変化に伴うものであろうと想定されている。

後に天領となった（会津）南山御蔵入領五万石余の年代記でもある『無枕雑補家宝記』をまとめた山ノ内氏は、南山御蔵入領の郷頭十八人を統率した（瀧谷組の）郷頭であり、焼畑をはじめとする南会津地域の生産・生活の実状に最も通じていた人物であると判断される。中世末から近世前期の焼畑が、未だ人口圧の高くない、一年作や二年作と言う短期経営の段階にあったことを示す有益な史料であると筆者も考えている。

年代的には少し下るが、それを裏付ける関連史料が残されている。

史料二 貞享二年『鄉村地方内定風俗帳 会津郡長江庄』

一 焼畑ハ木ヲ伐積置、天気ヲ見合ウナイ、粟・稗・菜・蕎麦ヲ蒔、一両年作捨ル故、御年貢役等ヲ不当

会津藩は、藩内および寛永二十年（1643）以後に天領または幕府よりの預かり地となった南山御蔵入領の『風土記』と『風俗帳』の編纂をおこなっている。史料二は、上記の天正検地をめぐる松川一揆がおき、『無枕雑補家宝記』が記された南会津地域の風俗に関して、貞享二年（1685）に編纂された『風俗帳』¹⁷⁾の一部である。

注目すべき点は、近世前期末の貞享二年（1685）においても、同地域の「焼畑」は、すでに米家氏が言及されているように、「一両年作（捨ル故）」、すなわち基本的には一年作か二年作の短期的な利用状況にあり、短期作の後に山に返す故に、年貢役等を課されていないと記されている。会津南山の東南端に位置する田島地域の山間に位置する村々においては、人口圧の少ない古代・中世から元禄年間（1688～1704）に至るまで、山地を伐り拓いて営まれる焼畑の利用形態は、粟・稗・菜・蕎麦を栽培する一年作か二年作の短期利用が基本であり、粟と稗を蒔く「春焼き型」の焼畑と、蕎麦と菜を蒔く「夏焼き型」の焼畑の併存を読み取ることが可能であろう。

一方、田島地域の北西に隣接する伊南古町組（現在の南会津町内）に関する同年（1685）の『風俗帳』¹⁸⁾には、次のような記載がなされている。

史料三 貞享二年『会津郡郷村村之品々書上ヶ申帳』

- 一 鹿野畑之事 夏土用前より同始之、此迄ニ山々沢々ニ焼畑と申を仕候、木草を薙、土用末比焼候て蕎麦を蒔申候、遅ク刈候畑へハ菜を蒔、又、土用過秋仕廻之間ニ刈候をハ秋鹿野と申、翌年之春迄指置焼候テ粟を蒔申候、是をかノ畑と申、山畑、やき畑とも申、式、三ヶ年程宛作申候へハ、地方悪敷罷成候故捨申候而、余ノ所を又刈申候

伊南川流域に位置する古町地域（図2）では、主に一・二年の短期作をなしていた田島地域とは異なり、同時期、すでに二・三年作ほどの鹿野畑（山畑・焼畑とも申すと記載）経営をなしていた。夏の土用末頃に焼いた場合は蕎麦を、遅く刈った場合には菜を蒔いていた。また、秋に刈った場合は「秋鹿野」と言い、翌年の春まで待って焼いて粟を蒔いていた。さらに、一般的には、焼畑は山地の斜面など、河川から遠い所に営まれていたと想定されがちであるが、「山々沢々ニ焼畑と申を仕候」と記されているように、近世には、山間を流れる河川のすぐ側にも、積極的に焼畑（鹿野畑）が営まれていたと考えられる。

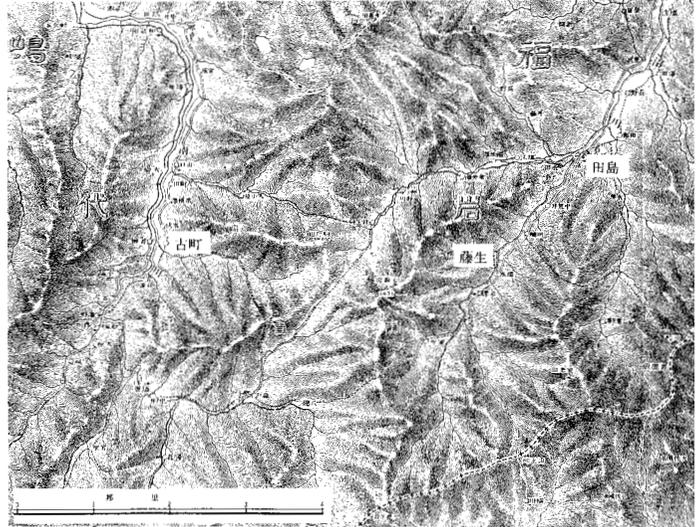


図2 会津田島とその周辺地域

同じく、同時期の貞享元年（1684）に会津盆地の豪農・佐瀬与次右衛門によってまとめられた『会津農書』¹⁹⁾においては、すでに「開始ノ年ハ蕎麦ヲ蒔、二年目ニ粟ヲ作ル、三年目ニハ大豆ヲ蒔テヨシ、蕪菁ヲ蒔ハ初中後共ニヨシ」とも述べられており、三年周期によるより効率的な焼畑経営が奨励されている。

このように、同じ会津地域においても、近世の前期末に、南会津の山間に位置する田島地域においては古代・中世以来の一・二年の短期的な焼畑（鹿野畑）がおこなわれており、やや西方に位置する古町地域においてはすでに二・三年作を中心とする中期的経営の焼畑（鹿野畑・山畑）に移行しつつあり、会津盆地に暮らす豪農・佐瀬与次右衛門は、彼が理想的と考えた三年周期による効率的な農法に基づいた焼畑経営を奨励していたと判断されよう。

このように、同じ会津地域においても、近世の前期末に、南会津の山間に位置する田島地域においては古代・中世以来の一・二年の短期的な焼畑（鹿野畑）がおこなわれており、やや西方に位置する古町地域においてはすでに二・三年作を中心とする中期的経営の焼畑（鹿野畑・山畑）に移行しつつあり、会津盆地に暮らす豪農・佐瀬与次右衛門は、彼が理想的と考えた三年周期による効率的な農法に基づいた焼畑経営を奨励していたと判断されよう。

ここで、近現代に南会津の山間地域でおこなわれていた典型的な「カノ型焼畑」の実態を再確認しておきたい。近現代の南会津地域において営まれていた焼畑（鹿野畑）の一例として、最南端に近い旧岩館村（現在の南会津町内）の五集落に関して、大正から昭和初期の状況をまとめたものが表1²⁰⁾である。

前年の秋に樹木を「鹿野カリ」し、翌年の五月に「鹿野ヤキ」をして粟を蒔く「粟ガノ」と、

表1 旧岩館村における焼畑経営集落の輪作形態（大正年間～昭和初期）

集落名	種類	初年作物	2年目作物	3年目作物	4年目作物
木 賊	アワガノ	アワ・ヒエ	マメ・アズキ	アワ・ヒエ	マメ・アズキ
	ソバガノ	ソバ	アワ・ヒエ	ソバ・マメ・アズキ	アワ・ヒエ
川 衣	アワガノ	アワ・ヒエ	ソバ・アワ・カブ	ソバ・カブ	カボチャ トミギ
	ソバガノ	ソバ	アワ	マメ・ジウネン	カボチャ・カブ ジウネン トミギ
水 引	アワガノ	アワ・キミ	マメ・アズキ・カブ	アワ	ソバ・ジウネン
	ソバガノ	ソバ	アワ	ソバ	アワ
鬘斗戸	ソバガノ	ソバ	アワ	アズキ	ソバ
岩 下	アワガノ	アワ・カブ ジウネン	アワ・カブ ジウネン	アワ・カブ ジウネン	ソバ・カブ ジウネン
	ソバガノ	ソバ	アワ・カブ ジウネン	アワ・カブ ジウネン	ソバ・カブ ジウネン

（『岩館村史』より）

六月から七月初めに「鹿野カリ」し、七月中旬に「鹿野ヤキ」をして蕎麦を蒔く「蕎麦ガノ」が基本をなしていた。各集落ともに、秋焼きの「粟ガノ」と夏焼きの「蕎麦ガノ」を基本型としている。

また、四年周期の作付けを基本として、大正期に稗の栽培が減少するまで、カノにおける代表的な作物は粟・蕎麦・稗であり、特に、蕎麦が主穀物として重視され、初年度に栽培されてきた。カノでは粟（メシ粟とモチ粟）・稗（ワセとオク）・蕎麦（ワセとオク）など、多品種・ウル種とモチ種のもが積極的に栽培されていた。

二年目以後のカノでは、肥沃な土地を選び「菜ガノ」と呼んで「赤カブ」が栽培された。「菜ガノ」の赤カブは良く出来、漬物や干し菜にされたり、冬季地中に保存して利用された。

さらに、夏焼きの後、六月末に「ジウネン（荏胡麻）」（ワセ種の黒ジウネン、オク種の白ジウネン）を、大豆・小豆などと一緒に蒔いて混作した。ジウネンは、すり鉢ですって食物につけて食されたり、縮めて食用油として利用された。

これに対して、南会津の最西端に位置する只見町の実態も確認しておきたい。同地域では、どのような冷害にも負けず、救荒作物でもあることから、大正期以後に減少するまで、「稗は五穀の王だから必ず作れ」と認識されていた。旧岩館村の表1と同じく大正から昭和初期の状況をまとめたものが表2²¹⁾である。

表2 只見町における焼畑経営集落の輪作形態（大正年間～昭和初期）

集落名	種類	初年作物	2年目作物	3年目作物	4年目作物	備考
塩ノ岐	ソバガノ	ソバ	アズキ	ヒエ	アワ	5年目以降もちキビ・鎗岩カブなど栽培
布 沢	ソバガノ	ソバ	マメ	ジウネン	アズキ	5年目以降アワ・アズキなど栽培
倉 谷	ソバガノ	ソバ	アワ	アズキ		他にダイコ・カブ・マメを栽培 休閑3年
小 川	ソバガノ	ソバ	アワ・キミ・ヒエ・ジャガイモ			初年目にスギ・クワの植林
黒 沢	ソバガノ	ソバ	マメ	アズキ	アワ	5年目荒らす
	粟ガノ	ダイコ・カブ	ダイコ・カブ	ダイコ・カブ	アワ	
叶 津中ノ平	ソバガノ	ソバ	アズキ・カブ	マメ・ダイコ	ジウネン	4～5年放置して草ぼうぼうになったところを刈り払う
塩 沢	ソバガノ	ソバ	アワ	マメ	アワ	5年はたいいマメを作るが地力が衰える とアズキを作る
	粟ガノ	ダイコ・カブ	アワ	マメ	アワ	

（『只見町史』より）

只見町内のカノでは主に雑穀が栽培されており、同地域の焼畑における雑穀栽培が、単に水田や常畑の不足を補うものではなく、むしろ、機能的に補完する意味を有していたと理解されよう。只見町内では、初年度の「アラガノ」は肥料分の吸収の激しい蕎麦を作り、次いで、粟や稗を作り、大豆・小豆に切り替える農法的な輪作形態が定着していた。ただし、基本的には四年間のローテーションを基本としつつも、三年周期や二年周期の集落も併存していたことには十分な留意が必要である。一般的に「カノ型」と呼ばれる焼畑の農法とその経営も、同一の地域内においても予想以上に集落間の差が大きい。その差異にこそ留意すべきであろう。

上に示した近世前期末の『風俗帳』や『書上ヶ申帳』・『会津農書』においても、四年間ほど利用してのち山に返す典型的な「カノ型焼畑」の農法と経営は未だ主流ではなく、佐々木氏が「菜園型」焼畑と位置づけた野菜（カブ）栽培の比重の大きい典型的な「カノ型焼畑」の農法も、未だ十分には完成・定着していなかったと考えられよう。

したがって、会津の地元では「鹿野畑」と言い、「山畑」とも呼ばれていた近世前期の「焼畑」は、同じ会津の地域内においても、利用期間や栽培する作物をはじめとして、地域や集落ごとに異なっていたと判断されよう。一・二年の短期作から二・三年の中期作へ、また、稗の栽培減少など、上記のように、近現代の調査によって定義された典型的な「カノ型焼畑」の農法的性格がどの時期に成立・確立し、それにともなって、作付けされる作物とその作付けのローテーションがどのように変化を遂げてきたのかなど、さらに関連史料を博搜して具体的に明らかにする必要がある。

この視点はまた、同一地域において近世の焼畑の農法的実態が不変であった訳ではなく、人口圧の高まりによる焼畑経営の短期作から長期作への流れを「変容」と捉えるか、「進化」と捉えるか、または、同一山地の「有効利用」と捉えるか、「酷使」と捉えるか、大きな問題を孕んでいると判断される。

Ⅲ 文禄年間における蒲生氏の焼畑検地

文禄三年（1594）四月、京都に上洛中の蒲生氏郷は、豊臣秀吉の命を受けて会津藩領の再検地を実施した。その結果、天正検地の七十三万石余に対して、十八万石余の打ち出しを生じ、会津藩領の総石高はおよそ九十二万石となった。前回の天正検地よりわずか四年後のことである。

氏郷による会津藩領の文禄検地の結果、検地高を村・郡ごとにまとめた「蒲生領高目録帳」が同年の六月に作成され、村ごとの「文禄検地帳」も同年に作成され、数冊の検地帳が会津地域に残されている。次に、同年十月に作成された会津藩領の喰丸村（現在の昭和村内）の検地帳の一部²²⁾を引くことしたい。

史料四 文禄三年「喰丸村検地帳」

同 やけはた

下畠 四畝 廿文 外 記

同 四年荒

下畠 弐畝 十文 同 人

ここで引いた小字「ひかげ」に所在していた四畝の下畠は、一般的な常畑としての下畠ではな

く、特に、「やけはた」と但し書きされているように、会津の山間地域において経営されていた焼畑（鹿野畑）が、「下畠」として検地帳に登録されたことを意味している。この「下畠」として登録された焼畑の斗代は一反五十文であり、他の一般的な下畠も同じく五十文となされており、下畠と焼畑は同一の評価を受けていたことが判明する。この「文禄検地帳」は、蒲生氏郷による会津藩領の文禄検地に際して、公式な地目に準じる形で、「やけはた」すなわち常畑とは異なる「焼畑」の土地利用形態がすでに認識されていたことが判明する意味からも重要である。

また、他の箇所には、次のような下畠も記載されている。

やけはた

下畠 壹畝 五文 与三兵へ

上記の例とは異なり、一畝の下畠が小字「やけはた」に所在していたことが判明する。この両者の事例を勘案した場合、蒲生氏郷による会津藩領の文禄検地においては、山間地域において営まれていた焼畑（鹿野畑）の一部が検地を受けて、「下畠」として登録され、その実態が一般的な常畑ではなく、樹木の伐採と焼却を伴う切り替え畑的な土地利用形態である焼畑と認識され、「やけはた」との但し書きがなされたと判断されよう。

喰丸村の事例が例外でないことは、同じく、文禄三年（1594）の五月に作成された会津藩領の椿村榎戸村（現在の只見町内）の「文禄検地帳」²³⁾によっても明らかである。

史料五 文禄三年「椿村榎戸村検地帳」

下畠 廿歩 やきはた 川成 同人

喰丸村の「文禄検地帳」と同様に、「やきはた」が下畠として検地帳に登録され、沢に伐り拓かれた焼畑が洪水に伴う「川成」となっていたことが確認できる。それぞれ、わずか一筆であるが、文禄検地において、確かに、焼畑の一部が検地を受け、「下畠」として検地帳に登録されていたことが判明する貴重な事例である。

次の文書²⁴⁾は、村の立場からそれを裏付けるものである。

史料六 慶長二年「大谷村他肝煎連書覚書」

桑原与宮下田畠出入之儀、無事ニ付て覚書之事

- 一 高土山・上小屋両所之山者、桑原・宮下立会開申候、去文禄三年之御検地ニ、桑原之雅楽助なわおやにて、下畠式反に付、宮下の帳え入候間、壹反分之年貢桑原より宮下え可相弁事（中略）
- 一 まほりの宮の焼畑下畠式反、宮下源兵衛と付、桑原之帳え入候間、年貢宮下より桑原え可相弁事（中略）
- 一 右之年貢とりやりの儀、此以前之事者、双方以算用立用候て相済候、来秋より者嚴重にとりやり可在候事
- 一 作職者可為如先々事

以上 慶長二年六月廿一日

満田長左衛門(花押) 安田勘助 吉次(花押) 大谷村之肝入 空丞(印)

大のほり村之肝煎 与左衛門大入(花押) 河井村之肝煎周防(印)

西方村肝煎太兵衛(印) ないり村之肝煎帯刀(印) あさまた村肝煎与右衛門(印)

すなこ原肝煎掃部介(印) 同ゆもとの肝煎与右衛門(印)

やき沢村肝煎八郎左衛門(印)

桑原肝煎 雅楽助とのへ 同惣百姓中 参

この史料（慶長二年・1597）では、只見川に沿う会津藩領の桑原村と宮下村（現在の三島町内・図3）の入会地に拓かれていた下畠二反と焼畑二反に関して、下畠二反は文禄三年（1594）の宮下村の検地帳に登録し、一反分の年貢は桑原村より宮下村に納めることが取り決められている。

他方、「まほりの宮」に拓かれていた焼畑は、「下畠式反」として桑原村の文禄検地帳に「宮下村の源兵衛」の名前にて登録され、年貢は宮下村から桑原村へ納めることが取り決められている。この条は、まほりの宮の地に「焼畑」と「下畠式反」がそれぞれ拓かれており、桑原村の文禄検地帳に「宮下村の源兵衛」の名前で「焼畑」と「下畠式反」の両者が名請けされたと読むことも可能であろうが、管見の限りにおいて、会津地域に残されている文禄検地帳では「焼畑」が正式な地目として記載されている事例は見受けられず、前者の理解の方がより実態に近いものと判断されよう。

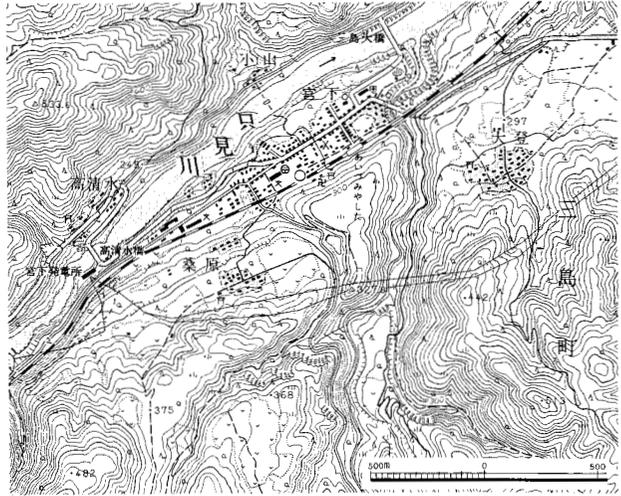


図3 旧桑原村と宮下村

この史料により、蒲生氏郷による文禄検地に際して、両村の入会地に拓かれていた下畠と焼畑に関して、その所属をめぐる紛争が起きたために、近隣の村々の肝煎たちの立会いのもとで、下畠二反は宮下村の文禄検地帳に、焼畑が桑原村の文禄検地帳に「下畠二反」として登録されたことが、公的な検地帳ではなく、地方文書から判明する点が貴重である。

同文書の末に署名・捺印（花押）している桑原村と宮下村に隣接する十名余の肝煎たちの村々においても、蒲生氏による文禄検地において、焼畑をめぐる同様の対応がなされたものと想定される。すなわち、史料六に記された取り決めと同様に、焼畑の一部が「下畠」の地目として検地を受けて文禄検地帳に登録され、「下畠」なみの年貢を課されていたと想定されよう。会津の山間に位置する近世初頭の村々の肝煎たちにとって、常畑とは異なる土地利用形態としての「焼畑」の実態とその存在がすでに十分認知されていたと判断される。その具体的な状況が判明する意味からも、重要な焼畑関連史料であると評価される。

すでに米家氏が検討されているように、近世初頭の検地帳および検地条目には「焼畑」と言う地目は未だ一般的ではなく、農書や地方書において総称としての「焼畑」の用語が定着するのは元禄年間以後であるが、会津地方の山間に暮らす肝煎たちにとって、常畑とは異なる総称的な用語として「焼畑」を使用する事例として、近世初期までさかのぼる地方史料も少なからず見受けられる。焼畑の存在と実態を熟知している地方の農民たちにおける「焼畑」の語彙の使用開始時期と、公的な検地条目や準公的な地方書・農書において「焼畑」の用語が定着するには百年に近い時間差が存在している。この時間差をどのように理解すれば良いのであろうか。両者の間を詰

める史料の再発掘と再検討が必要であろう。

同じ東北地方に位置し、マタギの里としても名高い山形県小国町の五味沢村の「文禄検地帳」においても、下畠のうちに二反三畝の焼畑が含まれていることをすでに原田信男氏²⁵⁾が言及されている。また、米家氏も、徳川氏がおこなった伊豆国の文禄・慶長検地において、「山畑」と「焼畑」が検地され、文禄検地（1594）においては「山畑」「焼畑」ともに無年貢とされ、慶長検地（1598）では「山畑」の年貢は三分の一に軽減され、「焼畑」は無年貢のままであったこと、検地を受けた「山畑」と「焼畑」の実態の違いに関しては判断が難しいことをすでに論じられている。

なお、磐梯山の西麓に位置する会津藩領の深沢村（現在の喜多方市内）の「文禄検地帳」²⁶⁾には、

史料七 文禄三年「深沢村検地帳」

山 畠

下畠 二畝十八歩 弥左衛門

同

下畠 壹反貳畝 久荒 甚右衛門

のように、上記の喰丸村や椿村榎戸村の「文禄検地帳」に記された、但し書きとしての「やきはた（やけはた）」ではなく、下畠が位置する小字として八筆の「山畠」が記載されている。すでに、拙論で論じたように、中世・近世において「山畠」の地目のなかに焼畑的な山地利用の実態が含まれていた可能性がある。Ⅲ章で論じるように、天保年間の滝沢村では広義の「山畑」の中に「焼畑」を含む事例も確認できることから、この深沢村の「文禄検地帳」の場合も、小字「山畠」に営まれていた八筆の下畠の中に、焼畑的な土地利用の下畠が含まれていた可能性も想定しておく必要がある。

Ⅳ 元和年間における蒲生氏の焼畑再検地

会津の南山地域においては、上杉氏が米沢に移封されて後に再入封した蒲生氏の命により、元和九年（1623）に検地がなされ、その検地帳が残されている。先に述べた天正検地に際して松川一揆がおきた九々布郷内に位置する会津藩領の沢入村（現在の下郷町内）の検地帳²⁷⁾の末尾には、以下のように記載されている。

史料八 元和九年「沢入村検地帳」

上畠貳町五反五畝 分米拾七石八斗五升

中畠貳町七反四畝三步 分米拾五石三斗四升九合五夕

下畠貳町六反三畝 分九石貳斗四合

此内七反七畝拾貳歩かの

元和の検地帳に記載された沢入村の下畠二町六反三畝のうち、およそ30%にあたる七反七畝十二歩が、実質的な土地利用としては「かの」すなわち「鹿野畑」（焼畑）であったことが判明する。ただし、上に引いた喰丸村の「文禄検地帳」のように、一筆ごとの下畠に「かの」の但し書きが付されていないために、どの下畠が焼畑としての「かの」であるのか否かの確定は困難である。

焼畑としての「かの」が下畠の地目に含まれて検地されているのは、文禄検地の系譜をそのまま継承していると判断されよう。「かの」を含めた下畠全体の石盛は反別三斗五升であり、文禄検地と同様に、下畠と「かの」が同一の評価を受けていたことが読み取れる。

さらに、管見の範囲においては、焼畑を意味する地元の呼び名である「かの（鹿野畑）」が、会津地域の検地帳に記載されている初見でもある。

これに先立ち、会津藩領の元和七年（1621）の葦原村と田代村（現在の南会津町内）の山の境相論に関する、蒲生氏奉行の裁許状^{28）}も残されている。

史料九 元和七年「蒲生氏奉行連署裁許状」

南山之内、葦原村と田代村と山の境申構双方より絵図并目安を上候、（中略）葦原よりは境沢之水上之峠より河下迄沢沼に東南東また見と申山葦野原山に付て、先規右之沢を境沢と申て沢沼と申、（中略）多有之事木を伐り炭を焼跡無際限候、又焼畑なども従前に葦野原より仕に、上はから滝を境と申儀は不聞届候、（中略）今度葦野原より仕候焼畑の蕎をなき捨候事、（後略）

この史料によれば、地元にて一般的に使用されていたと想定される「鹿野畑」ではなく、会津藩の奉行六人による公的な裁許状において、すでに近世初頭の元和年間に「焼畑」の地目で記載されており、葦原村が伐り拓いていた焼畑で蕎（蕎麦）が栽培されていたことが判明する。

また、後の史料十六で述べるように、享保年間には入会地を焼畑として維持するのか、価値の増した薪炭を生産するため新たに林に仕立てる動きも活発化しているが、上記の史料のなかで「木を伐り炭を焼跡無際限候」と記されているように、未だ、十分確定していない両村の村境周辺において、一方では焼畑が伐り拓かれ、他方では伐られて炭が焼かれていたことが判明する。山地の林野と言う同一空間を、伐る（伐り拓く）と言う同一の行為によって、焼畑すなわち農地として利用するのか、薪炭の生産地として利用するのか。会津地域においても、その対立の発端はすでに近世初頭から始まっていたのである。

V 寛永年間における加藤氏の焼畑検地

蒲生氏について、寛永4年（1624）に加藤嘉明が伊予の松山から会津に入部し、直ちに、厳しい検地をおこなったと伝えられている。検地の実施後、村々に目録は渡されたが、水帳（検地帳）は渡されなかったとも伝えられている。

加藤氏による寛永検地の検地帳が在地に残されていないことから、これまで、後に入部した保科氏によって回収されたとの想定もなされてきたが、当初から、加藤氏による「寛永検地帳」の写しは村々に下げ渡されなかったものと考えられよう。したがって、従来、加藤氏による検地の実態はもとより、焼畑検地の実施の有無なども、その詳細は不明であった。

もとより、加藤嘉明の入部当初に検地・作成された寛永の検地帳は村々に残されていないが、その後に、子の加藤明成が会津地域に広範に営まれていた焼畑を検地していたことを示す貴重な史料が残されている。

史料十 貞享三年「界村松山取り扱い連判証文」

一 松木大分立候所ハ縦バ前々荒畑ニ候共、或ハ平山ニ候共、焼畠ニ伐申間敷候。尤、此以

前寛永十二年同十六年、是兩年ニ山畠御見分、高四十石余御上げ被遊候、其荒畑之分ハ皆松立申候間、若其場所ニより松木数少分之所ニ候ハバ、惣百姓見分相談之上、**焼畑開可申候**、若我がまま伐枯シ申者ハ不届ニ可罷成候

この史料²⁹⁾は、伊南川の中流域右岸に位置する界村（現在の南会津町内）において、貞享三年（1686）に同村の松山に関して、惣百姓（百姓・水呑・名子・下人ら）九十七人の連名で取り決めた証文の一部である。取り決めの中で、松の木が多く生えている所は焼畑として伐り拓くことが厳禁されている。その一方で、およそ五十年前の寛永十二年（1635）と同十六年（1639）の二度にわたり、当時の藩主であった加藤明成によって「山畠御見分」すなわち、「山畠」の検地がおこなわれ、村高が四十石余も増徴されたと記されている。四十石余の村高増徴の実態は、広範に営まれていた山畠に年貢を賦課するためであったと想定されよう。

加藤明成によって実施された寛永年間の二度の「山畠」検地の中に、山地の斜面に営まれていた常畑としての「山の畠」の外に、焼畑が含まれていたと想定される。そのように考えられる理由は以下の二点である。

まず、上に引いた連判証文の文意は、界村内において松の木が多く生えている場所の焼畑は禁止とし、松の木があまり生えていない場所については、惣百姓の見分・相談の上で、焼畑に伐り拓くことが認められている。

この文脈においては、加藤氏によって実施された寛永年間の二度の「山畠御見分」の内実は、会津地域で広範に営まれていた焼畑を補足・課税するためになされた焼畑検地であったと想定されよう。結果として、多くの山畠（焼畑を含む）が検地され、過重な山畠年貢が課されたものと考えられる。南会津の山間に暮らす界村の惣百姓たちにとっては、これ以前に入部・支配してきた蒲生氏は、焼畑の一部のみを「山畠」の地目において検地・課税するものであったが、加藤氏による寛永年間の二度の山畠検地は、会津地域において初めて本格的に山畠（焼畑を含む）の補足と課税を目指し、界村の農民たちにとって山畠年貢の増徴は、とても厳しい検地であったと考えられる。

また、南会津に位置する上記の界村の「山畠御見分」の他にも、保科氏入部以前の加藤氏時代の焼畑検地の関連史料が残されている。すなわち、寛永二十年（1643）に山形の最上から保科正之が会津に入部するに際して、加藤氏によって作成された「引き渡し目録」の写し³⁰⁾が伝えられている。この目録は、後に編纂された関連史料の中に引かれているものであり、慎重な検討を要する史料ではあるが、上記の界村における加藤氏統治時代の焼畑を含むと想定される「山畠御見分」（山畠検地）の実施を踏まえた場合、十分、検討に値する焼畑の関連史料であると判断されよう。

すなわち、寛永二十年（1643）の八月五日に保科氏に引き渡されたと伝えられる目録には、会津藩領の御知行高の他に、小物成など雑税に関するものも含まれており、加藤氏が把握・課税していた当時の雑税の実態が判明する。その小物成のなかに、「川役」「漆蠟役」などの他に、焼畑を含意していると想定される「切畑役」が含まれている。

史料十一 年欠「会津古代草高発貢納之式（会津物成）」

一 六十式兩余 川役 此外魚役瀬役之所迄除之

（ 中 略 ）

一 米三拾四石八斗六升壹合 焼畑切畑年貢

ここで留意すべきは、本来は西国大名であり、伊予松山から奥州の会津に入部した加藤氏が、奥州で一般的に使用されていた語彙の「鹿野畑」や、一般的な「焼畑」などと共に、主に関東以西で使用されていた「切畑（切畠）」と言う語彙を用いてかなり厳しい焼畑の検地が実施され、上記のような焼畑を含む切畑・山畠年貢が賦課されていた可能性が高いと判断されよう。

加藤氏統治時代における田畑を対象とした一般的な検地と検地帳、および切畑・山畠検地の実態に関しては、さらに、関連史料の博搜と検討が必要であると考えられる。

VI 慶安年間における保科氏の焼畑検地

次に、寛永20年（1643）に山形の最上から会津に入部した保科正之によって、慶安元年（1648）になされた会津藩領の井岡村（現在の西会津町内）の検地帳³¹から、以下の行論に必要な四筆を引くこととしたい。

史料十二 慶安元年「井岡村検地帳」

同

四 間
拾六間 田永荒貳畝四歩

山田

五 間
拾貳間 鹿畑貳畝歩

同

五 間
七 間 かの畑壹畝五歩

同

五 間
拾 間 かの畑壹畝貳拾歩

この検地帳においては、会津城下の北西に位置する井岡村で営まれていた焼畑が、水田や常畑とは異なり、地元の呼び名である「鹿畑」「かの畑」の地目で三筆が登録されていることを確認できる。ただし、留意すべきは、検地帳では「鹿畑」「かの畑」三筆すべてにおいて、名請人の名前が記載されておらず、上記の一筆目の事例のように、永荒の田畠も名請人の名前が記載されていない。この点の理解に関しては、検地帳の末尾の記載が有用である。

上畑六反九畝貳拾九歩

分米四石八斗九升八合

中畑六反五畝貳歩

分米三石六斗四升四合

下畑貳町貳反貳畝拾五歩

分米七石七斗八升八合

外

田式町四歩 永荒
畑三反八畝壹歩 同断
鹿野畑四畝貳拾五歩

名請人の名前が記載された上畠の分米は一反につき七斗、中畠は五斗六升、下畠は三斗五升であるが、名請人の名前が記載されていない永荒の田と畠に関しては分米が記されておらず、無年貢地の扱いとなされている。同じく名請人の名前が記載されていない三筆・四畝二十五歩の「鹿野畑」も、同様に無年貢地の扱いとして処理されていると判断されよう。

検地がなされて正式に検地帳に登録されている「鹿野畑」に、名請人の名前が記載されず、無年貢地の扱いであるのは、検地を受け入れる代わりに、前任の加藤氏の時代に実施された厳しい切畑・山畠（焼畑）検地に基づく過大な切畑・山畠（焼畑）年貢を緩める意味からも、結果として、無年貢地の扱いで対応・処理した可能性が高いように思われる。

保科氏は、入部後に領内の新検地を開始した。その検地に際して、前藩主であった加藤氏による悪政と、寛永十八年と十九年の大凶作により疲弊していた農村の復興を促すためにも、「迷い高」「負わせ高」「見量高」などと呼ばれた過酷な増徴を廃止し、新しい検地帳を作成して村々に下げ渡した。

管見の限りにおいては、焼畑を意味する現地の語彙である「鹿野畑」を用いて検地を実施し、はじめて検地帳に「鹿野畑」を正式な地目として採用・記載したのは、入部直後の慶安元年（1643）から承応元年（1652）までの間に検地をおこなった保科氏である。会津入部以前、保科氏は山形藩時代の寛永十五～十六年（1638～1639）に検地をおこなっており、すでに村山郡において「鹿野畑」の地目（斗代は反別五升）を採用し、検地帳に記載していた。この山形藩時代の経験を引き継いだものと判断される。

Ⅶ 承応年間における「焼畑書上帳」の作成と焼畑「地代金」の納入

南山御蔵入領の藤生^{とうにゅう}村（現在の南会津町内・図4）には、正式な検地帳ではないが、承応二年（1653）に拓かれた焼畑と開畠を書き上げた「書上帳」³²⁾が残されている。次に、そのうちの二筆を引くこととしたい。

史料十三 承応二年「藤生村焼畑荒地開書上帳」

安場

焼畠 貳拾歩 貳升三合 太郎左衛門

（ 中 略 ）

木戸ノ沢

開畠 壹畝拾五歩 五升三合 与市郎

同年に、藤生村においては154筆の焼畑と44筆の開畠が新たに拓かれたことが判明する。「書上帳」には、二町七反十七歩の焼畑と八反七畝八歩の開畠が記載されており、拓かれた焼畑の面積は全体の77.6%に及ぶ。新たに拓かれた154筆の焼畑のうち、16筆の焼畑は北に接する中荒井村からの入作である。また、開畠の分米が当時の一般的な下畠と同じく反別三斗五升であるのに対して、焼畑の分米も三斗五升であり、藤生村において新たに拓かれた開畠と焼畑が同等に評価され

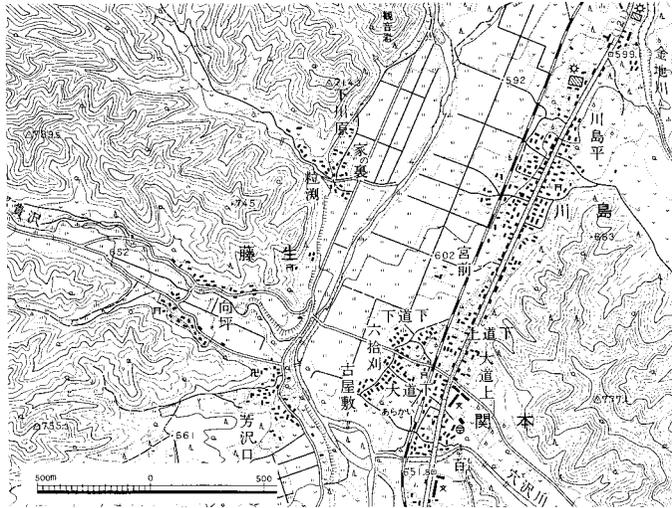


図4 旧藤生村

ていたことが判明する。

同年に新たに焼畑を拓いた藤生村の百姓は35名であり、一反以上の焼畑を拓いたものが七名、五畝以上が八名、そして、残りの二十名は三畝以下である。記載されている焼畑ひと筆の面積に関しては、与作が拓いた二反五畝六歩の焼畑が最も広く、久右衛門も一反以上の焼畑を二枚拓いている。他方、全154筆のうち、約半数にあたる七十三筆が一畝以下の小規模な焼畑が書き上げられている。ただし、ここに記された焼畑の面積が、実際の面積であるか否かは、別途、検討を要しよう。

焼畑を拓いた名請人のなかに、村の寺庵と思われる「当生庵（藤生庵か）」と、職人と想定される「かぢ（鍛冶か）」が含まれている点も貴重である。

一方、藤生村に入作して焼畑を拓いていた中荒井村の百姓は六名であり、助左衛門の七筆・五畝十五歩を最大に、孫蔵の一筆・十六歩まで、いずれも小規模な焼畑が伐り拓かれていたことが判明する。

ただし、正徳六年（1716）の「藤生村差出帳」³³⁾には焼畑が記載されていないことには留意が必要である。すなわち、記されている田畑のうち、田は二十一町余、畑は三十一町余で、上畑は一反あたり七斗、中畑は五斗六升、下畑は三斗五升である。この他に、「一畑見取 壺町八反八畝拾九歩 取米壺石五斗九合 反二八升」と記されている。この一町八反余の見取畑に、焼畑を含んでいる可能性を想定しておく必要がある。

近世前期に多くの焼畑が伐り拓かれていた上記の藤生村は特異な事例ではなく、弥五島村の郷頭である三右衛門も、「正保元年⁵致開発、其外楨の原之中、松木・栗木大分在之所を焼倒、(中略)、西之沢入・綿沢入・梶沢入、樋の上・中大倉沢、平地之窪道之左右、小萩沢等二焼畠多分開候処、」³⁴⁾と、正保年間（1644～48）に多くの焼畑が伐り拓かれていたことを確認できる。

また、承応三年（1654）には、すでにⅢ章の史料六で紹介した、文禄検地の際に焼畑二反を下畑二反として検地帳に登録することに合意した宮下村と桑原村に関して、およそ七十年後に、同じく焼畑をめぐる両村に再度の山論がおき、入会権の確認と具体的な焼畑の「地代金」が取り

決められており、その証文³⁵⁾が残されている。

史料十四 承応三年「桑原村・宮下村山論証文」

相渡申書物之事

- 一 宮下村分桑原之者共、先御代より入会ニ御座候間、**焼畑貳町貳反余巳**ノ作り迄作申所に少々出入御座候、而巳ノ暮より為作申間敷と申候ニ付而、桑原ノもの共御代官様へ訴状上申候得者、(中 略) 御蔵入御代官様御寄合之時分御相談ニ而、地代壹年ニ金三分ニ御究被成候、乍去、**焼畑**之儀ニ候間、荒申候所ニ者、右之三分ノ内ニ而差引致、毛付次第地代出サセ可申由被仰付候、若シ又、貳町貳反之外**焼畑**致候ハハ、右之かんかへニ而地代出サセ可申候、互ニ書物相渡申上者、以来六ツケ敷事申間敷候、為後日依而如件 (後 略)

この承応年間の山論では、宮下村分の入会地において従来から営まれてきた二町二反余の桑原村の焼畑に対して、宮下村へ焼畑の「地代金」として三分を毎年納めること、また、基本となる二町二反余の焼畑地のうち、荒地となっている分は「三分」から差し引き、作付け（毛付次第）の実面積に応じて、相応の「地代金」を納めることなど、両村の間に取り決めがなされている。

さらに、桑原村には、現実に耕作されている「加の畑」（焼畑）の面積に応じて宮下村に納めるべき「地代金」の算用が簡便にできるように、計算の早見表にあたる史料³⁶⁾が作成されている。

史料十五 年欠（承応三年カ）「地代金算法」

- 一 宮下村領分之内、**加の畑**開発仕候へバ、貳町貳反五畝拾八歩之畑江、金三分出開作仕候事
- 一 貳町貳反五畝八歩、金三分、此坪数六千七百六拾八坪、三ツニ割、貳千貳百五拾六坪、此反別七反五畝六歩ハ金一分ノ当り、壹分ノ永貳百五十文ヲ貳千貳百六拾八坪へ割バ、
- 一 畑壹歩江 永壹ト壹厘八糸当ル
- 一 同拾歩江 永壹文ト八毛当ル
- 一 同貳歩江 永貳ト貳厘壹毛六糸当ル
- 一 同廿歩ニ 永貳文ト壹厘六毛当ル
- 一 同参歩江 永三ト三厘貳毛貳糸当ル
- 一 同壹畝ニ 永三文ト三厘四毛当ル
- 一 同四歩江 永四ト四厘三毛貳糸当ル
- 一 同壹反ニ 永三拾三文ト四厘当ル
- 一 同五歩江 永五ト五厘四毛当ル
- 一 同壹町ニ 永三百三十文ト四ト当ル

このように、毎年、宮下村分の入会地において耕作される桑原村の焼畑（鹿野畑）の実面積に応じて「地代金」を間違いなく宮下村に納めるために、かように詳細かつ簡便な算用の史料が作成されていたことは、同村における焼畑の重要性を示す、きわめて貴重な関連史料であると判断される。

Ⅷ 明暦年間における焼畑の「うちなら内並し」と水源涵養林「水林」の設定

上記のⅤ章で論じた伊南川中流域に位置する界村（現在の南会津町内）に関しては、南会津地方特有の土地割替制度である「田畑内並し」に関する史料³⁷⁾が残されている。

史料十六 明暦元年「宮床村大谷地堤前方出入の覚書」

覚

- 一 宮床村堤近辺**焼畑**ニ付而境村と公事、慶安貳年己丑より始り、正保貳年乙酉ニ境村より野火濟堤近辺萱焼候所ヲ、境村平左衛門・四郎左衛門ト云者、畑ニ仕度候間、一兩年借シ

候へと申ニ付て、其れニハ宮床村少村ニ候間、人足役ヲ仕候定を三四年借シ候、然ハ慶安貳年丑も境村ニ而田地内並シ仕候時、右兩人ニ宮床村より借シ置候焼畑とも、境村わけ地ニ可仕と申候由承、宮床村より断致候へ共、境村領分ニ候と申掛出入ニ被成候、双方より御代官林儀左衛門殿江申上候へ共、（中略）

指上ケ申書物之事

- 一 鹿水入大谷地と申所ノ沼ニ、大清水・小清水と申所御座候、其近所ニ境村より焼畑仕候、然共大旱ニ而水出兼申時之ためニ御座候而、自今以後、焼畑あらし候へ而、水林ニ立申候、為其如此証文指上ケ申候、以上

伊北之内境村 兵左衛門
同村 地首 仁左衛門
同 長右衛門
同 惣百姓

明暦元年未六月九日

石井伝右衛門殿

明暦元年（1655）に境村（以下、現在の界に統一表記する。）と宮床村の間でこの覚書きが作成された。それによれば、宮床村の山中に位置する「鹿水入大谷地」に沼地があり、その沼の周囲に「大清水・小清水」と言う場所があり、隣村である界村の平左衛門と四郎左衛門の二人が、同所を伐り拓いて一兩年の間、「畑」（焼畑）として利用したいとの申し出があり、「人足役」を務めることを条件として、宮床村は同所を三・四年間兩人に借すこととした。従来の焼畑研究においては、入作の場合、相手の村に支払う焼畑年貢や「人足役」などの具体的な諸役に関しては、十分な留意が払われてこなかったと思われる。

上記の兩名によって焼畑が伐り拓かれた後、慶安二年（1649）に界村において、くじ引きにて村内の田畑を割り替える「内並し」がおこなわれた。この「内並し」に際して、「右兩人ニ宮床村より借シ置候焼畑とも、境村わけ地ニ可仕と申候由承、」と記されているように、本来は、宮床村から借りて営んでいた焼畑の畑地を、界村内の畑地であると主張して、他の田畑に加えて「内並し」を実施しようとしたのである。結果として、宮床村は代官の林儀左衛門に異議を申し立て、数年に及ぶ両村の出入りを経て、同地を宮床村に返すことで決着している。

両村の争論において留意すべき点は、次の三点である。まず、水害の常習地や山間地において多く見受けられる田畑の割替において、南会津地域の他の村々においても、一般的な田畑のみでなく、界村が実施しようとしていた「焼畑の畑地」も割替の耕地に含んで実施していたのであろうか。この点は、焼畑の畑地が広範に営まれていた会津地域においては、きわめて重要な論点であると判断される。界村のみの特異な実例なのであろうか。

ついで、界村が同地の焼畑を宮床村に返す理由として、「大旱ニ而水出兼申時之ためニ御座候」と記されているように、焼畑が営まれていた「鹿水入大谷地」の場所は、宮床村の重要な水源地であり、伐り拓いて焼畑となした場合は、大旱の時に用水が十分出ないことを懸念して、本来の植生である「水林ニ立申候」と明記されている。現在では「宮床湿原」と呼ばれる「大谷地」は、鹿水川の水源地であり、伝上山（1000m）の南麓中腹（850m）に位置する面積6.7haほどの湿原である（図5）。

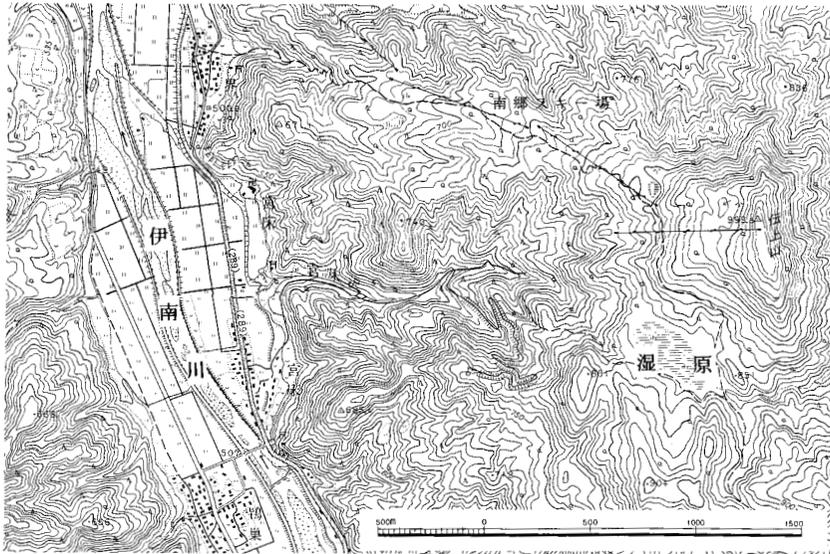


図5 旧宮床村と界村

畿内の幕府領においては、山地や河川の荒廃を防ぐために、寛文六年（1666）に新規の焼畑を禁止する「山川掟」が出されている。過度の焼畑経営とそれに伴う環境の荒廃と自然の保護を目指した幕府の法令が出される以前に、当該の南会津地域の山村においては、すでに、過度の焼畑経営とそれに伴う水源涵養林の減少に対処していたのである。

さらに、「水林ニ立申候」と記されているように、会津藩領の村々にとって、田畑を潤す水源の林を意味する「水林」の概念が、近世の前期中葉の明暦期においてすでに成立していたことが判明する。『会津藩家世実紀』³⁸⁾によれば、寛保三年（1743）に小沼・塩川の両組七か村の水源涵養林である「水林山」を保護するために、古来のとおり制札を建てること決められており、「水林山者、塩川・小沼両組之内、深沢・田中・竹屋・中屋敷・南屋敷・松崎・常世七ヶ村、為用水相定、蒲生家御代ニ制札被相建候ニ付、御入部後、慶安三年、御吟味之上制札に、此新林しやくしか入より二番目を限り、上者道を限り、下者沢を限り、草木一切伐間敷候。若相背候者於有之者、曲事に可申付者也、と相認、被建置候処、」と記載されている。

この条によれば、水源涵養林を意味する「水林（山）」の呼称の成立年次を別にすれば、近世初頭の蒲生氏の統治時代から、すでに、会津領藩においては、用水を涵養するための林（山）の存在と、その林（山）を重視する認識がなされ、伐採を禁止する制札も建てられていたことが判明する。

今日の緑豊かな山々の景観とは異なり、近世においては、多くの山々が焼畑や緑肥としての刈り敷きなどの供給地として、実質的には野原のような景観を呈していた。これに対して、南会津の村々では、近世前期から、田畑を潤す用水を涵養する林地として「水林（山）」を設定していたのである。上記の界村・宮床村にほど近い中小屋村においても、元禄五年（1692）の史料³⁹⁾で「植沢水林ハ一切伐申間敷候」と記されており、宮床村と同様に、水源涵養林として伐り拓いてはならない「水林」が設定されていたことを確認できる。

Ⅹ 寛文年間における桑原村の焼畑年貢の納入

次の史料⁴⁰⁾は、上記の史料十四と十五に関連して、会津地域における焼畑の耕作と年貢の納入状況を記す貴重なものである。

史料十七 寛文十二年「桑野原村と宮下村と焼畑境界紛争」

乍恐以書付を申上候事

- 一 桑野原村より宮下村へ相続田畑作申候。然所ニ上之原と申所御座候。宮下村ニ而桑野原村分之内も、かの二かり、当四月焼畑ニ仕候而、(中 略)
- 一 かぢ屋敷と申所、宮ノ下村分ニ御座候。桑野原村地方不足ニ御座候ニ付、先規より宮ノ下村分を焼畑仕候。午ノ年より竿を入、高ニおうじ年貢三分出申候。重而ハ、開次第二高ニおうじ、年貢相済申筈ニ約束仕候ニ付、又、戌之年より巳ノ年迄、金壺兩三分を五百拾五文宛八年宮下村へ年貢相済申候。其後、又、竿を入、午ノ年より酉ノ年迄、金壺兩壺分代貳拾壺文宛四年相済申候。其後、戌ノ年より去亥之年迄壺兩三分代四百七拾三文宛貳年相済申候。(後 略)

まず、第一条によれば、只見川に沿う南山御蔵入領の桑野原村と宮下村（現在の三島町内、桑野原は現在の桑原に統一表記する。）の村境に位置する「上之原」の地において、宮下村の内まで桑原村の村人が焼畑を伐り拓いているとの争論が起こされた。ここで留意すべきは、立ち木を伐り倒す行為は「かの二かり」と表記され、倒木の乾燥後に焼却して畑をしつらえる行為は「焼畑ニ仕候」と記載されている。この文書に限れば、「かの（鹿野）」と「焼畑」は、本来、意味の異なる語彙であるとの理解もまた可能であろうか。

ついで、第二条によれば、宮下村内に位置する「かぢ屋敷」の地において、桑原村の人々が先規より「焼畑」を営んでいた。午の年（承応三年・1654）に竿を入れ、高に応じて焼畑年貢を出してきた。また、開き次第、その高に応じて焼畑年貢を宮下村に納める約束を結んでいる。それにより、戌の年（万治一年・1658）から巳の年（寛文五年・1665）までの八年間は、一兩三分に対して五百十五文の焼畑年貢を宮下村に納めている。さらに、午の年（寛文六年・1666）から酉の年（同九年・1669）までの四年間は、一兩一分に対して二十一文（四百二十一文の誤記か）を、戌の年（寛文十年・1670）から亥の年（同十一年・1671）までの二年間は、一兩三分に対して四百七十三文の焼畑年貢を宮下村に約束どおり納めている。

すでにⅡ章において論じたように、文禄検地において、桑原村で営まれていた焼畑の一部が「下畠」として検地・登録されていたことを確認したが、およそ六十年を経た承応三年（1654）に新たに竿を入れて焼畑の再検地を受け、Ⅶ章において論じた両村の約定どおり、その高に応じて桑原村は焼畑年貢を宮下村に納めていたのである。

すなわち、桑原村と宮下村の事例に限れば、すでに会津藩領時代の文禄検地（1594）において「下畠」と言う地目で焼畑の一部が検地を受けて検地帳に登録され、加藤氏時代の切畑（焼畑）検地は不詳であるが、寛永二十年（1643）に天領である南山御蔵入領に編入されて後、承応三年（1654）の検地（新田検地か）において焼畑が検地を受け、多くの「焼畑」が検地帳に登録され、以後、焼畑の耕作面積に応じた年貢が金納されていたと理解されよう。

X 延宝年間における焼畑の諸役負担と名請けの移動

『柳津町誌』（下巻・集落編）には、延宝八年（1680）の^{おそのこえど}遅越渡村（中屋敷村・図6）と鳥屋村との間に、入会地における焼畑の争論があり、その関連史料が掲載されている。ただし、町誌においては、史料の原文の翻刻は示されておらず、訴状の要約が記載されている。以下においては、町誌の要約文⁴¹⁾の記載のままに引くこととしたい。なお、文中の当村は、この訴状を作成した遅越渡村を指している。

(1) 当村は元来人数に合わせ領分が狭く、田地が不足しているので、前々より仰せ付けによって鳥屋村分へ七十人役焼畑を開き御年貢代四百文宛出してきた。

(2) 七年以前鳥屋村より、御竿

入になったので、右の焼畑を返してくれと申し入れがあったが、やっていけなくなるので何分にも今まで通り作らせてほしいと頼んだのだが合点してくれない。

(3) 七十人役の内四十人役の、いら窪という所は祖父の代から焼畑を開作してきた所だし、三十人役の嶺泉という所は、はじめ九々明村の伊賀と申す者が開作、その後同村太郎兵衛に渡り、次に当村助九郎が請取り、以後私の親が請取って今まで作り続けてきた。

(4) このように由来のある土地を取られては、両親子ともに扶養しようがなく、御役儀も相勤めることができなくなるので、御哀憐を以て、右の畑を貸地なりとも、御公儀様新田に成るとも、前々の通り作り続けられるようにしていただきたい。

遅越渡村より提出された訴状の(1)(2)によれば、遅越渡村は南隣の鳥屋村の地内に前々から焼畑の入作をなしてきた。その焼畑の入作に対して、焼畑の御年貢代として（毎年）四百文を（鳥屋村に）納めてきた。ところが、七年前に鳥屋村が御竿入（新田検地か）をおこない、入作の焼畑地を返却してくれるように申し入れがなされた。

訴状の(3)によれば、焼畑の入作地は二か所あり、四十人役の「いら窪」は、この訴状を作成した弥十郎の祖父の代から開作（入作）してきた。他方、三十人役の「嶺泉」は、はじめ、同じく隣接する九々明村の伊賀が開作（入作）していた。その後、その焼畑地は同村（九々明村）

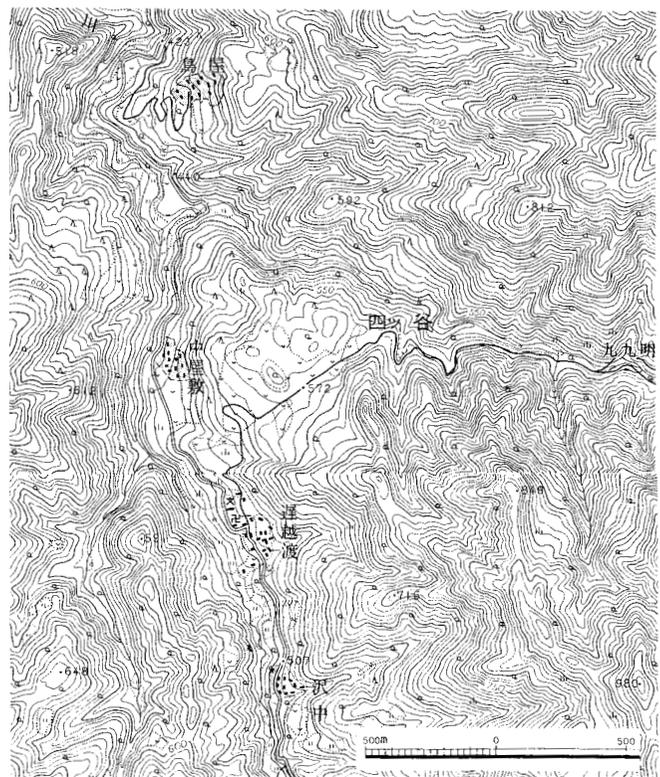


図6 旧鳥屋村と遅越渡村

の太郎兵衛に渡り、次に、当村（遅越渡村）の助九郎が請取り、以後、私（弥十郎）の親が請取って今日まで入作を続けてきた。

以上から、焼畑の入作においてなされていた貴重なふたつの点が判明する。第一に、すでに上述したように、界村が宮床村の地内に焼畑の入作をなすにあたって焼畑年貢の他に「人足役」を負担していたが、この訴状を作成して焼畑の入作をなしていた遅越渡村も、鳥屋村に対して「七十人役」の人足役を負担していたのである。第二に、「七十人役」を負担していた焼畑の入作地のうち、「四十人役」の「いら窪」は祖父の代から代々（弥十郎家が）入作をなしてきたが、「三十人役」の「嶺泉」は九々明村の伊賀の開作（入作）にはじまり、その後、同村の太郎兵衛、遅越渡村の助九郎、そして現在は、当事者である弥十郎の親が焼畑の入作をなしていると言うように、同一の焼畑地に対して、隣接する三か村（鳥屋村・遅越渡村・九々明村）が入り合って耕作していたことが判明する。

なお、訴状には裏書が記されており、それによれば、双方の村に様子を尋ねた上で、相応の焼畑年貢を鳥屋村に納めることとして、前々のように、当事者である遅越渡村の弥十郎（家）が「いら窪」と「嶺泉」の両地で焼畑の入作を継続することが認められている。

XI 宝永年間における新規焼畑禁止の「村定」の制定

宝永六年（1709）には、村全体で新規の焼畑を禁止する南山御蔵入領の中妻村（現在の下郷町内）の村定⁴²⁾が議決されている。

史料十八 宝永六年「相定申法度之事」

- 一 たきの入山やき畑致候ニ付、村中相談を以相定申候次第ハ、
 先年より作り来ル候屋き畑斗作可申候、新屋き畑一切致間敷候、
 若相背屋き畑仕候ハハ、過料銭壹貫文急度出し可申候、
 若滞申候ハハ、其者五人組之急度請取相済可申候、為其仍而如件
 宝永六年丑ノ八月十日

同 同 同
 八兵衛 久左衛門 助三郎 久兵衛 清太郎 （中略）

名主

利兵衛殿

この中妻村の村定によれば、同村の「たきの入山」に伐り拓かれていた焼畑について、（検地を受けて）旧来より営まれていた焼畑の継続を認める一方で、今後、村人の合意として新規の焼畑を一切認めないこと、もし、違背した場合においては、一貫文の過料金を課し、納入が滞った場合には五人組において納入すべきことが決められている。この文言に対応して、末尾には、八兵衛の五人組をはじめとして、十組の五人組ごとに全四十二名の名前が列記されている。

この時期に新規の焼畑が禁止された理由は、以下において論じるように、新規の焼畑の拡大にともなう牛馬の糞や緑肥となる草山・雑木林の減少や、人口圧の高まりに対応した過度な焼畑の拡大にともなう自然環境の破壊などの諸要因が考えられよう。

XII 享保年間における焼畑の継続と「林立て」への動き

享保年間には、焼畑をめぐる新たな動きがおきている。次の文書⁴³⁾はその関連史料である。

史料十九 享保六年「焼畑出入」

- 一 ぬか塚、沼之入倉式ヶ所ニ、左新田之者焼畑拾五枚有之分、
不残音金村江相返シ可申候、尤、荒シ置相牛馬草養取場ニ仕可申
候、重而右之場所やき畑仕間敷候
- 一 佐走之もの共、坂下、川原添と申式ヶ所之儀ハ、只今迄作り来
候分、自今以後共ニ、左走之者共作り可申候
- 一 右場所之外、前々左走之者共、御竿申請候、大島、平川原、
続畑之内、段々川筋悪敷成、左走地内之方へ水押付ヶ候故、(後 略)

この史料は、享保六年(1721)年に、南山御蔵入領の音金村と落合村内の左走新田の両村(現在の下郷町内)が焼畑の出入りに及び、合意の上で双方に認め置いた証文である。

その第一条によれば、「ぬか塚」と「沼之入倉」に左走新田の者たちが入作して拓かれていた二か所の焼畑二十五枚については、音金村に返却し、荒らし置いて、牛馬の飼料となる草養取場となすことに決められた。

第二条によれば、同じく「坂下」と「川原添」の二か所に左走新田の者たちが入作していた焼畑に関しては、以後も、焼畑として継続使用することが認められた。

第三条によれば、同様に、「大島」「平川原」「続畑」の地において焼畑が伐り拓かれていたが、「段々川筋悪敷成」と記されているように、焼畑の拡大による河川の荒廃が引き起こされていたことが判明する。すでに触れたように、畿内の天領においては、焼畑による山地・河川の荒廃に対して、寛文六年(1666)に出された山川掟では新規の焼畑が幕府によって禁止されているが、会津南山の地においても同様の自然荒廃が発生しており、村人たちがその事態に対処しようとしていたことが判明する。

史料二十 享保五年「田畠切添出入取替証文」

- 一 伊右衛門・藤兵衛方江前々黒沢村より借置申候焼畑式拾六枚ノ内、川端壹枚八間・式間
之畑川欠ニ罷成、せき下々式拾間ニ二間之畑壹枚八田方ニ直し置候。(後 略)

この史料⁴⁴⁾によれば、享保五年(1720)に、南山御蔵入領の大谷村(現在の三島町内)の伊右衛門と藤兵衛の二名が、隣接する黒沢村(現在の柳津町内)において26枚の焼畑の入作をなしていた。黒沢村から借置かれていたこれら26枚の焼畑のうち、川端に位置していた八間×二間の焼畑一枚は洪水のために川欠け地となり、せき下(堰下か)に位置していた二十間×二間の焼畑一枚は水田に拓かれた。焼畑が山奥や山の中腹のみに拓かれていた訳ではなく、谷筋の河川沿いにも拓かれ、洪水によって川欠けにも遭っていた。また、焼畑が畠となり、その畠が水田に拓かれると言う一般的な開発の手順を経ずに、焼畑が直接水田に拓かれた貴重な事例でもある。

史料二十一 享保十九年「宮下村と桑原村との入会紛争」

- 一 宮下村分へ桑原村より往古入り、草木焼畑等迄自由仕候処、承応二巳年より為入間敷
由申ニ付出入ニ罷成、(中 略) 其節之御代官様御内意を以、前々之通りニハ罷成

間敷由ニ而、宮下村へ地代出シ自由仕筈ニ埒明申候事

- 一 前々より草木ハ不及申ニ、致**焼畑**候場所之内、中曾根・高畑・一之沢中之曾根、**右三ヶ所新林ニ立置候者**へ、末々両村のためにも可罷成由、宮下村名主与右衛門、右三ヶ所書付を以申越候。前々より中曾根と申処ハ**焼畑ニ勝手能所、林ニ相立候而ハ、桑原村ニ而甚迷惑ニ御座候得共、無是非十ヶ年以来林ニ立置申候**。然処ニ右立林之内、中曾根と申処宮下村ニ而当年薪ニ伐申形承および候ニ付、当村与頭三郎右衛門方より宮下村与頭市右衛門方へ申遣候。（中略）
- 一 前ニ申上候通り、前々より入相自由仕候処之内、三ヶ所**新林ニ立候ニ付、焼畑可仕場処もせまり申候**。桑原村之義、領分不足ニ御座候ニ付、渡世難成村方故古来より入相自由仕候右林ニ立置候場所ハ、取分ヶ最寄ニ而入来申候場所御座候処、一切為伐申間敷由、我ヶ儘成申分ニ奉存候。（後略）

この史料⁴⁵⁾は、享保十九年（1734）に入会地に拓かれていた焼畑をめぐる、再度、宮下村と桑原村が論争した折、代官所に提出した訴状（控え）の一部である。すでに論じたように、文禄検地の時点において、桑原村領分において拓かれていた焼畑ニ反を「宮下村の源兵衛」の名前にて桑原村の「文禄検地帳」に記載・名請けし、宮下村から桑原村にその焼畑年貢を納入する約定がなされていた。

およそ百四十年を経て、引き続き両村の入会地に拓かれていた焼畑において、宮下村が新たに十年ほど前から、中曾根・高畑・一之沢中之曾根の三か所に林を仕立て、この訴状が出された享保十九年には、宮下村が成長した中曾根の林を薪に伐り出すに及んで、桑原村が争論に及んだものである。

入会地において焼畑の継続を望む桑原村にとって、中曾根をはじめとする場所は穀物など桑原村の食料の一端を生産する貴重な焼畑の農地であり、一方、宮下村は旧来の焼畑経営とは異なり、同じ土地を林に仕立て、薪炭を伐り出して販売すると言う、新たな価値を入会地の焼畑の農地に見出したのである。

すでに、加藤氏⁴⁶⁾が入間川流域の西川林業地域の下名栗村において、遅くとも元禄期以降に積極的な「立出し」が展開し、入会地の秣場や柴地を林に仕立てる新たな動きがおきていたことを明らかにされている。その時期は多少異なるものの、享保年間の会津山間の地域においても、同様の動きが焼畑可耕地においておきていたことは重要である。

上記の享保十九年三月の訴訟に続いて、同年（1734）十一月にも、再度、両村が山論に及び、以下のような取り決め⁴⁷⁾がなされている。

史料二十二 享保十九年「宮下村と桑原村山論証文」

- 一 桑原村より申出候様者、古来より宮下村分江入会来り草木**焼畑**等迄自由仕候所ニ、（中略）尤、時々**焼畑改帳**宮下村より相渡、**地代取立帳**も所持仕候、（後略）
- 一 宮下村領分倉谷之内、中そ根と申所林ニ立置候、右場所来卯年より未ノ年迄五ヶ年之内ニ、**宮下村ニ而伐り取申ノ年より、平山ニいたし、双方草木入会ニ候、尤、桑原村にて焼畑仕候ハハ、前々之通宮下村へ地代金出シ申筈**
- 一 **右、林立置候所、年数を限り為伐候、年数之内焼畑双方ニ而開申間敷候、年数明キ翌年より両村入会焼畑可仕候事**（後略）

この十一月の取り決めでは、宮下村領分の入会地で耕作されていた桑原村の焼畑に対して、第一条によれば、その面積を調べて記す「焼畑改帳」と、宮下村に納めた焼畑の「地代金」の額が記された「地代取立帳」が作成されていたことが判明する。

同じく、第二条によれば、宮下村領分内の中曽根にて新たに林を立て置いていたが、宮下村が（薪炭材として）この林を伐り取って、本来の両村入会の草木地になしたことを、「平山ニいたし」と記載されている。新規の「林立て」と、その林が伐採された山地の景観を「平山」と表現していることにも留意しておきたい。

第三条によれば、「年数を限り」「年数明キ」と記されているように、近世中期の享保年間においては、両村の間に入会地における林地伐採の年季に関する取り決めがなされていたことが判明する。このことは、両村において、入会地で営まれていた両村の焼畑の年数とその後の休閑年数、すなわち、三年ないし四年間、焼畑（鹿野畑）として利用した後、山に返すと言う、「カノ型焼畑」のローテーションが形成・完成されつつあったと読み取ることも可能であろう。

XIII 宝暦～天保年間の焼畑関連史料

宝暦八年（1758）の「東尾岐村明細指出帳」⁴⁸⁾（現在の会津美里町内）によれば、千二百八十七石余の村高のうち、水田三十六町余に対して、畠は九十九町余である。畠の内訳は記されていないが、それぞれの斗代は、上畠は反あたり七斗、中畠は五斗六升、下畠は三斗五升であり、焼畑はわずかに一斗である。同じく、宝暦八年の「成岡村高反別書上帳」⁴⁹⁾（現在の下郷町内）によれば、末尾に前年（1757）に伐り拓かれた三反五畝三歩の「焼畑」が記載されている。切添畑が反別七升であり、焼畑はわずかに三升五合とされている。

また、焼畑が多く拓かれていた会津地域においては、生活や年貢の上納に困窮した農民たちが、伐り拓いた焼畑を質地として借金をなした質地証文⁵⁰⁾も残されている。

史料二十三 文化十一年「質地証文」

相渡し申質地証文の事

一 焼畑 ねぎや式ヶ所

いなだ壺ヶ所 べ三ヶ所 持ちべ焼畑なり

此の敷金三分

右は私儀困窮つかまつり、当戌御上納御皆済にゆきづまり、持べの焼畑三ヶ所に、金三分の質地にさし置き申すところ実正に御座候。もつとも、この畑については、何方よりも構え御座なく候間、貴殿方にてお手作りなさるべく候。後日のため、証文仍って件の如し。

（ 後 略 ）

この焼畑の質地証文によれば、義兵衛は焼畑三か所を質に入れて金三分を借りている。興味深いのは、質に入れた義兵衛に小作に出すのではなく、「貴殿方にてお手作りなさるべく候。」と明記されていることである。

さらに、天保四年（1833）の「書上」⁵¹⁾には、各村の畑の面積や栽培されていた作物の収穫量などが記されており、そのなかに、「山畑」に関する記載されている。以下、山畑のみを摘記することとしたい。

史料二十四 天保四年「貯穀・種物麦蒔付反別等書上」

- | | | |
|-----------|--------|-------|
| 一 山畑切開候分 | 三反六畝歩程 | (大又村) |
| 一 山畑式反三畝歩 | 切開 | (大塩村) |
| 一 山畑壺反三畝歩 | 焼畑 | (滝沢村) |
| 一 山畑壺反四畝歩 | 切開 | (十島村) |

この史料で留意すべきは、南会津の山間地域において、山地の斜面に伐り拓かれた地目として「山畑」が認められていたが、上記の三筆目に記されているように、山畑の一部に火を放って焼き払う「焼畑」が含まれていたことが判明する。したがって、かつて会津地域で使用されていた「山畑」は、焼畑を含みこんだ、より広義の地目であると判断されよう。この点には十分な留意が必要である。

只見町においては、現在も、「山畑」の用語を使用しており貴重である。同地においては、常畑は一般的には集落周辺の平坦地の畑を指し、一方、「山畑」は山腹の比較的平らな斜面や、集落より高所にある河岸段丘などに開かれ、余り手入れをせず、主に雑穀類が栽培されている畑を指している。

XIV 明治初期における焼畑の「入会ノ地券証」の作成・発行

宮下村と桑原村では、明治五年より実施された地租改正にともない、両村の入会地の扱いと地券の作成に関して、最後の山論がなされている。次に引くのは、明治十年四月に福島裁判所の若松支庁から出された判決文の一部⁵²⁾である。

史料二十五 明治十年「桑原・宮下山論裁判判決文」

其方共訴訟原告ニ於テハ、論所宮下村地盤倉谷入惣山、(中 略) 明治六年地券取調ノ際、両村示談ヲ遂ケ、小字十余ヶ所ヲ高畑・中ノ峯・中曾根・高土山・上小屋ト大字五ヶ所ニ纏メ、入会ノ地券証ヲ受ケ、従前ノ地代金 (中 略) ヲ廢シ、地券税両村ニテ納ムル事ニ約シ置キタルニ、(後 略)

幕藩体制の崩壊と地租改正の実施に伴い、両村の入会地の扱いと、桑原村が長年にわたって宮下村に毎年納めてきた焼畑の地代金の取り扱いが問題となり、桑原村が訴訟に及んだものである。

両村は、明治六年に一旦は示談をなし、旧来の十か所の小字の土地を、高畑はじめ五か所の大字に取りまとめ、旧来の慣習を重視して「入会ノ地券証」の作成・発行を受け、桑原村から宮下村に納めてきた従来の焼畑の地代金を廃止し、(入会ノ)「地券税」を両村にて納めることに約定したのである。ここで留意すべきは、明治初期の地租改正の実施に際して、近代的な村境の確定とそれに伴う個々人宛の地券が作成・発行されたのではなく、現地の旧慣と実情に対応して、入会地における焼畑に関しては、個人名の地券ではなく、「入会ノ地券(証)」が作成・発行されたのである。

地租改正の伴い、明治五年に壬申地券の発行による所有権の確定作業が始まり、山林原野に関しても、農地と同様に地券が交付されることとなされた。ただし、同年二月の「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」で、焼畑が伐り拓かれて来た林野にも私的所有権があたえられることとなったが、地券の発行には、江戸時代に高請されていたか、売買がおこなわれており、それが村役人に

よって承認されていることが地券発行の要件となされた。

上記のような山林原野における地券発行の要件を欠く事例が多く存在していたため、同年九月に「地券渡方規則」の追加令が出された⁵³⁾。第三十五条によれば、旧来より村々の入会地に関しては、入会の村々の「公有地」と定め、地券を発行するものとなされた。

この規定により、上記のように旧来の入会の慣習を重視して、桑原村と宮下村の「入会ノ地券証」が明治六年に発行され、引き続いて、桑原村の人々による焼畑が継続されたものと想定されよう。

筆者は、地租改正に際して、両村の事例と同様に、山間部の入会地とそこで営まれている焼畑に対して、「入会ノ地券（証）」が他の地域においても一般的に作成・発行されたものであるのか否か、十分な情報を有していない。以後、この点にも十分留意しながら、明治以後の焼畑の継続の実態と、その後の推移を追跡調査したいと思う。

XV おわりに

本稿は、佐々木氏・古島氏・野本氏・橘氏はもとより、溝口氏・加藤氏・大賀氏・米家氏らの研究成果に導かれながら、奥州の会津地域を事例として、近世初頭の太閤検地から明治初期の地租改正まで、同一地域において、焼畑の実態と変容に関して若干の検討を加えたものである。同一地域を事例として、近世を通じて検討をなすには未だ十分な関連史料を集め得たとは言いがたいが、本稿での検討で得たささやかな成果は、以下のようにまとめることができよう。

第一に、豊臣秀次による天正検地に際して焼畑（鹿野畑）が検地され、検地帳に登録された関連史料は見出しがたい。「奥州会津検地条目」に記された「山畠」のうちに焼畑的な土地利用が含まれていた可能性は残るが、「田島郷検地帳（写）」に記された「上山畠」一筆と「下山畠」四筆からは、その有無を確定するには至らない。農民たちの激しい抵抗のために焼畑検地が免除されたと記された『無枕雑補家宝記』の松川一揆の記事は、二次史料であるために取り扱いに慎重さが求められるが、すでに米家氏も指摘されているように、近世初頭の焼畑が主に一年作や二年作のような短期作であったことを読み取ることは十分可能であると判断される。検地役人の皆殺しと言う松川一揆の激しい抵抗により、焼畑が検地の対象地から免除されたとの記事内容を小林清治氏は認定されているが、さらなる慎重な検討と、関連史料の再発掘が必要であると判断される。

第二に、文禄三年（1594）に実施された蒲生氏郷による検地に際しては、焼畑の一部が「下畠」として検地され、検地帳に登録されたことを複数の関連史料によって確認しえた。同年の「喰丸村検地帳」と「椿村榎戸村検地帳」の二冊において、下畠（下はた）にそれぞれ「やけはた」「やきはた」の但し書きがなされていた。また、それを裏付けるように、桑原村と宮下村の入会地に伐り拓かれていた「まほりの宮」の焼畑二反を、桑原村の「文禄検地帳」に「宮下村の源兵衛」の名前にて名づけし、年貢は宮下村から桑原村に納めることが取り決められていた。そして、その結果を周辺十村余の肝煎たちが署名・捺印（花押）していることから、会津の山間に位置するこれらの村々においても、広範な焼畑の存在と山地の利用状況を十分に存知し、その一部を「下畠」の地目で文禄検地を受け、検地帳に正式に登録・課税されたものと判断される。

蒲生忠郷による元和九年（1623）の検地においても、文禄検地を引き継いで、焼畑の一部が「下畠」の地目で検地を受けた。同年の「沢入村検地帳」の末尾において、下畠二町六反余のうちに、

「七反七畝十二歩」の「かの」すなわち鹿野畑を含んでいたことが判明した。

第三に、伊予の松山から入部した西国大名である加藤氏により、寛永十二年（1635）と同十六年（1639）の二度にわたり、会津地域で広範に営まれていた焼畑を補足・課税するために、主に西日本で使用されていた「切畑」（山畠）と言う語彙を使用して、かなり厳しい焼畑検地を実施して、焼畑年貢を課したことが想定される。この点に関しては、さらなる関連史料の発掘が望まれる。

第四に、加藤氏に次いで入部した保科氏により実施された慶安元年（1648）の「井岡村検地帳」では、焼畑が三筆の「鹿畑（かの畑）」として登録されている。ただし、三筆いずれも名請人の名前が記されておらず、検地帳の末尾によれば永荒の水田や畠と同様に、三筆・四畝二十五歩の鹿野畑は無年貢地として取り扱われている。山形の最上から会津に入部した保科氏が、地元の語彙である「鹿野畑」を正式な地目として検地をおこない、検地帳を作成した可能性が高いが、加藤氏の統治時代になされ過剰負担を強いていた焼畑年貢を免除したものと判断されようか。この点に関しても、さらに関連史料の収集と再検討が必要である。

また、承応年間には、同二年（1653）の「藤生村焼畑荒地開書上」により、南会津の南山御蔵入領に属する同村のみで154筆もの焼畑が、35名によって伐り拓かれていたことが判明する。新たに伐り拓かれた焼畑の斗代は反別三斗五升であり、開畠と同様の評価を受けていた。また、隣接する中荒井村の6名が藤生村内に15筆の焼畑の入作をなしていた。

同じ承応年間には、宮下村領分の入会地内において、およそ二町二反余の桑原村の焼畑が営まれており、「焼畑改帳」が作成され、それに基づいて毎年三分の「地代金」が宮下村に納められ、「地代取立帳」も作成されていた。

第五に、隣接する宮床村内に借り受けて焼畑を営んでいた界村は、慶安二年（1649）に村内の田畑の割替（内並し）をおこない、そのうちに、宮床村から借り受けて営んでいた焼畑の畑地も含めて割替を実施しようとしていた。界村がおこなおうとしていた焼畑の畑地も含めた割替が、南会津地域において一般的であるのか特異な事例であるのか。慎重な検討が必要であろう。また、すでに近世前期の南会津地域においては、田畑の用水を涵養し、伐採してはならない水源涵養林としての「水林」が認知・設定されていたことも判明した。

第六に、文禄検地の時点において、すでに桑野村で営まれていた焼畑の一部が「下畠」として登録されていたが、およそ六十年を経た寛文年間の史料によれば、承応三年（1654）に新たに竿を入れて焼畑の検地を受け、より多くの「焼畑」が検地帳に登録され、その高に応じて焼畑年貢が入作先の宮下村に金納されていた。

第七に、近世中期には、焼畑に新たな動きがおきている。すなわち、南山御蔵入領の音金村と落合村の左走新田では、牛馬の草養取場を確保するために新規の焼畑が禁止され、焼畑の拡大によって河川の荒廃が引き起こされるに至っている。また、宮下村と桑原村の入会地の焼畑においては、林を仕立てる動きも新たにおきている。農地としての焼畑の価値の減少と、燃料としての薪炭を生産する林地の価値の増大に対応した動きであると判断されよう。

第八に、明治初期の地租改正の実施に際して、宮下村と桑原村においては、両村の入会地で長年にわたり営まれてきた焼畑について、村境を確定して個人名で地券を作成・発行してもらうことはせず、両村示談の上で、高原はじめ五か所に関しては、旧来の慣習を重視した「入会ノ地券（証）」を作成・発行してもらうこととした。当該の入会地と「入会ノ地券（証）」が、その後、

どのように維持されたのか、また、分割されて個人所有となっていたのであろうか。今後、具体的かつ個々の地域・史料に基づいて、その実態を明らかにしたいと念じている。

以上のささやかな成果は、溝口氏・加藤氏・大賀氏・米家氏ら諸先学がおこなってきた詳細な研究に対して、これまで零れ落ちてきたことがらのいくつかを、会津地域を事例として、史料にしたがってすくい上げたに過ぎない。

はじめに述べたように、現地調査から導き出された近現代の焼畑像ではなく、あくまで近世の焼畑関連の一次史料に基づいて、「近世における焼畑の農法的実態」と「その変容」の過程を、研究対象地域の地域差と時代差に十分留意しながら、さらに詳細に明らかにしうる調査と研究を続けたいと思う。

付記 これまでにいただきました学恩とご厚誼を感謝申し上げます。名古屋大学の溝口常俊先生に本稿を献呈させていただきます。なお、初校の段階で京都大学の米家泰作氏に貴重なご教示をいただきました。

注および文献

- 1) 佐々木高明 (1972) 『日本の焼畑』 古今書院。他多数。
- 2) 古島敏雄 (1943) 「焼畑農業の歴史的 성격とその耕作形態」『近世日本農業の構造』、古島敏雄著作集、3、東京大学出版会。
- 3) 溝口常俊 (1982) 「甲州における近世焼畑村落の研究」名古屋大学文学部論集、28号。
同 (1983) 「甲州における近世焼畑村落の生業」名古屋大学文学部論集、29号。
同 (1986) 「焼畑村の展開過程に関する歴史地理学的研究」人文地理、38-2号。
同 (2002) 『日本近世・近代の畑作地域史研究』名古屋大学出版会。
- 4) 加藤衛拓 (1993) 「武州山之根筋における寛文検地の基礎的研究」学習院大学史料館紀要、7号。
同 (1993) 「寛文検地と切替畑」徳川林政史研究所紀要、27号。
同 (2007) 『近世山村史の研究』吉川弘文館。
- 5) 大賀郁夫 (1996) 「近世焼畑検地考」宮崎県史研究、10号。
同 (2005) 『近世山村社会構造の研究』校倉書房。
- 6) 米家泰作 (2000) 「近世の焼畑と検地について」愛知県立大学文学部論集、49号。
同 (2002) 「太閤検地における山畑と焼畑について」愛知県立大学文学部論集、51号。
同 (2002) 『中・近世山村の景観と構造』校倉書房。
同 (2005) 「近世出羽国における焼畑の検地・経営・農法」歴史地理学、223号。
- 7) 伊藤寿和 (1996) 「平安・鎌倉時代の『山畑』に関する歴史地理学的研究」日本女子大学紀要文学部、45号。
同 (1999) 「中世後期における東大寺領大和国河上荘の焼畑経営と茶の栽培」日本女子大学紀要文学部、48号。
同 (2000) 「紀伊国の『山畑(焼畑)』に関する歴史地理学的研究」史境、41号。
同 (2001) 「古代・中世の『山畠』に関する歴史地理学的研究」史草、42号。
- 8) 野本寛一 (1986) 『焼畑農耕文化論』雄山閣出版。
橘 礼吉 (1994) 『白山麓の焼畑農耕』白水社。
シャルロッテ・フォン・ヴェアシュア (2003) 「日本古代における焼畑と開墾関係の国字について」東京大学史料編纂所紀要、13号。 他

- 9) 米家泰作（2000）前掲6）、「近世の焼畑と検地について ―検地条目と地方書を中心に―」29p。
- 10) 田島町史編纂委員会（1981）『田島町史』・第5巻。
- 11) 前掲10）。
- 12) 同 。
- 13) 同 。
- 14) 同 。
- 15) 小林清治（2003）「検地」『奥州仕置の構造』吉川弘文館。
- 16) 米家泰作（2002）前掲6）「太閤検地における山畑と焼畑について」35p。
- 17) 庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳』巻二・貞享風俗帳、吉川弘文館。
- 18) 同 。
- 19) 『日本農書全集』第1期・19巻、農文協。
 なお、『会津農書』に記載された焼畑（鹿野畑）に関しては、『季刊 東北学』の2号（2005年）と同11号（2007年）に掲載された佐々木長生氏の論文を参照されたい。また、会津地方をはじめとする東北地方の焼畑に関しては、山口弥一郎氏の詳細な研究（『山口弥一郎選集』世界文庫、1972年）がある。山口氏の調査・研究は、焼畑が未だ盛んに営まれていた昭和10年代の詳細な現地調査に基づくものであり、すでに、今日では調査不可能な情報を集大成されており、その意味からも貴重である。
- 20) 岩館村史編さん委員会（2002）『岩館村史』・第四巻・民俗編。
- 21) 只見町史編さん委員会編（2003）『只見町史』第3巻・民俗編。
- 22) 前掲10）。
- 23) 福島県（1968）『福島県史』第10巻下・近世資料4。
- 24) 同 。
- 25) 原田信男（2004）「小国山間部の近世村落」佐藤広之編『小国マタギ 共生の民俗知』、農文協。
 なお、原田氏は、近世における短期的な焼畑耕作の存在に関して、慎重な理解をなされている（『歴史学から見た焼畑の把握と農法』『季刊 東北学』11号、2007年）。近世前期において短期的な焼畑耕作が営まれ、「一年作り」「二年作り」などと呼ばれていた実態に関しては、静岡県の焼畑山村を実例として、別稿をすでに用意している。
- 26) 前掲23）。
- 27) 下郷町史編さん委員会（1993）『下郷町史資料集』・第13集。
- 28) 前掲10）。
- 29) 南郷村史編さん委員会（1985）『南郷村史』・第2巻。
- 30) 会津若松市史出版委員会編（1967）『会津若松市』第9巻・史料編Ⅱ。
- 31) 前掲23）。
- 32) 田島町史編纂委員会（1986）『田島町史』・第6巻（上）。
- 33) 同 。
- 34) 前掲30）。
- 35) 三島町史編纂委員会編（1968）『三島町史』。
- 36) 同 。
- 37) 前掲29）。
- 38) 前掲30）。
- 39) 前掲29）。
- 40) 前掲35）。
- 41) 柳津町教育委員会編（1977）『柳津町誌』下巻。
- 42) 下郷町史編さん委員会編（1991）『下郷町史資料集』・第11集。
- 43) 同 。

- 44) 前掲23)。
- 45) 同。
- 46) 前掲4)。
- 47) 前掲35)。
- 48) 前掲23)。
- 49) 下郷町史編さん委員会編 (2000) 『下郷町史資料集』・第20集。
- 50) 金山町史出版委員会編 (1974) 『金山町史』上巻。
- 51) 前掲23)。
- 52) 前掲35)。
- 53) 貝塚和実 (2009) 近代地域社会の相克 ―地租改正と入会の変容―、坂井俊樹・浪川健治編著 『ゆれる境界・国家・地域にどう向きあうか』 梨の木舎。